

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月

当時、A 社会保険事務所国民年金課から、何度も電話で国民年金保険料を納めるように勧められた。加入していないので、とても一度では納められないと断ると、何回かに分けて納めることができますと言われた。その後、納付書が送られてきたため、そのとおりにきちんと納めた。

社会保険事務所の職員が提示したとおりに納付し、全期間納付済みになったと思っていたのに、1 か月分が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から分割納付も可能であるとの提案を受け、未納保険料を何回かに分けて納めたと主張しているところ、社会保険庁保管の特殊台帳によると、申立人は、未納であった昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を 54 年 3 月から同年 5 月にかけて 3 回にわたり特例納付及び過年度納付していることが確認できる。

また、申立人が所持している、納付期間が「自 昭和 51 年 6 月分 至 51 年 12 月分」と記載されている領収証書の金額は、6 か月分を特例納付した場合の額に相当し、納付期間に対する領収金額が 1 か月分不足しているが、当該領収証書は、申立人からの特例納付の申出に基づいて行政側が作成したものと認められ、当時、申立人が申立期間を含むすべての未納保険料を納付する意思を有していたことは、当該領収証書に納付期間として昭和 51 年 6 月から 51 年 12 月までの期間が記載されていることから明らかであることから、当該領収証書に係る納付により、申立期間である昭和 51 年 6 月分を含めて納付済みとなったものとみるのが相当である。

さらに、特例納付は、制度上、先に経過した月の分から順次行うものとき

れているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされ、申立期間後である昭和 51 年 7 月から同年 12 月までの保険料が特例納付により納付済みとなっており、行政側に事務処理の誤りがあったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月から38年3月までの期間、41年10月から46年6月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで  
② 昭和41年10月から46年6月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで  
④ 昭和52年1月から同年3月まで

母が、私の国民年金保険料を母の分と一緒に納めたはずだ。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母が申立人の国民年金保険料を申立人の母の分と一緒に納付したと主張しているところ、申立人は、昭和46年以降、申立人の母の商売は順調で、土地を購入しアパートを建てるなど特例納付できる資力があつたとしており、社会保険庁保管の特殊台帳によると、申立人の母の36年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料は、50年12月に特例納付されていることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、社会保険庁保管の特殊台帳によると、昭和46年7月以降の申立人と申立人の母の納付状況は、申立期間③を除き一致しているが、申立人の母の49年1月から同年3月までの保険料は、50年1月に納付されており、申立人と申立人の母に係る50年10月から51年3月までの国民年金保険料は、51年8月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①、②及び③については、申立人の母と一緒に納付したものと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間④については、申立人の母の国民年金保険料も未納となっており当該期間の保険料を納付していたものとは考えにくい。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの期間、41 年 10 月から 46 年 6 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年11月24日から同年12月1日まで

私は、A社C支店から同社D支店の開設要員として転勤した。C支店において厚生年金保険料を控除されているはずなので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在職証明書、人事記録票及び申立人の供述により、申立人が申立期間にA社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと推認されると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和35年11月24日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで  
申立期間の国民年金保険料の納付記録が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入時期や手続の状況、国民年金保険料の納付方法等について、「申立の概要」において「全く憶えていない」としている上、申立人の長男は、申立人は聴取に応じられる状態でなく、申立期間当時の記憶も無いとしており、具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月7日に夫婦連番で払い出されており、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人の夫についても、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人は、昭和30年以降、住所の変更が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで  
結婚した後、義母から、国民年金に加入して保険料をまとめて納めたことを聞いている。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が国民年金保険料を納付したとする第2回特例納付において、納付可能な期間は、昭和36年4月から48年3月までであり、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人の41年5月から48年3月までの期間の保険料は、50年12月に特例納付されていることが確認できる。

また、過年度納付したとする昭和50年12月時点で、さかのぼって過年度納付できた期間は、48年10月分以降であり、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人の48年10月から50年3月までの期間の保険料は過年度納付されている。

したがって、申立期間は制度上、特例納付及び過年度納付ができない期間である。

さらに、申立人は、納付について直接関与しておらず、納付したとする申立人の義母からまとめて納付したことを聞いたのは、結婚後2年ぐらいした時期に1回のみであったとしていることから、第3回目の特例納付が実施された53年7月から55年6月までの期間に特例納付したものとは考え難い。

加えて、申立人は、結婚後、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行うまでは国民年金に加入したことは無いとしており、結婚後、A市以外への住所の異動も無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人は、申立期間について保険料を納付していたことを示す関



連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月まで

当時私は自宅で農業を手伝っており、国民年金加入手続等はすべて父が行っていたと思われる。父はまじめできちようめんな人だったので、母の分の保険料だけを納付して私の分を納付しないということは考えられず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父から加入手続の時期や保険料の納付方法等について具体的な話を聞いたことは無いとしている上、申立人の父は既に他界しているなど、加入手続及び保険料納付の具体的状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 41 年 10 月に申立人の元妻と連番で払い出されており、申立人は、他の市区町村に住民登録したことが無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 2 日から 50 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 9 月から A 社に勤務した。雇用保険の記録はあるのに厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、当時の資料を既に廃棄していることから、申立期間に給与から厚生年金保険料を控除していた事実を示す関連資料や証言は得られなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同様に昭和 49 年 7 月 20 日に B 社において資格喪失した後に A 社で資格取得している者 21 名も、資格取得日は 50 年 6 月 1 日となっており、申立期間に厚生年金保険に加入していない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月25日から同年12月6日まで  
私は、昭和18年11月から20年8月31日までA社に勤務した。A社は19年7月25日に新規適用事業所となっており、その日に被保険者資格を取得するのが正当だと思うが、同年12月6日が資格取得日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び複数の同僚の証言によると、A社は昭和19年ごろB地域から疎開し20年8月に工場閉鎖されたとしているため、インターネットの会社沿革の情報から同社の後継事業所と考えられる会社に対し当時の記録について照会したところ、その会社は後継事業所であるか不明としており、申立人に係る勤務実態等について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和19年12月6日と記録されているほか申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 7 日から同年 12 月 6 日まで  
② 昭和 49 年 1 月 16 日から同年 12 月まで

私は、昭和 48 年及び 49 年に、A 社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、元同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べても申立人の加入記録は無く、申立人から供述のあった当時の同僚 3 人の厚生年金保険の加入記録も見当たらない。

また、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について申立事業所に照会したが、当該事業所に当時の関係書類は保管されておらず、申立内容を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月から 24 年 2 月 28 日まで  
私は、申立期間についてA社に勤務した。給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間について、当時の役員は既に死亡しており、同社は昭和 37 年 2 月 10 日に全喪していることから、申立内容を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人には当時の同僚の記憶が無いため、社会保険庁の記録から申立人の同僚とみられる複数の同僚に照会したものの、申立人を知る者は無く、申立期間に係る具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

A社に勤務していた昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から判断して在籍期間は明らかでないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に廃業しており、また、当時の事業主も既に死亡しているため、同事業所及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間に当該事業所における厚生年金保険の加入記録があり、申立人が記憶している姓と同一の姓をもつ複数の同僚に照会したが、申立内容を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。